

請求書等の押印省略に関するQ & A

番号	質問	回答
<b>○対象となるもの</b>		
1	押印が省略できる書類は何ですか。	令和4年1月1日以降に発行される請求書、見積書(以下「請求書等という。」)が対象になります。
2	電子メール、FAXで請求書等を提出してもよいですか。	請求書及び見積書は、電子メールによる提出も可能です送信先のメールアドレス等については、担当所属にご確認願います。 FAXでの提出については認めません。
3	従来どおり、請求書等に押印し、郵送や持参してもよいですか。	押印された請求書等の取扱いに変更はありません。押印した請求書等の場合は、従来どおり原本を提出してください。
<b>○押印省略の方法</b>		
4	押印省略する場合の代替方法を教えてください。	請求書等に「発行責任者及び担当者」の欄を設け、役職(所属)・氏名及び連絡先(電話番号)を必ず記載してください。確認のため、記載された方に連絡させていただくことがあります。
5	発行責任者とは誰ですか。	発行責任者は発行部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、請求書等を発行するにあたり責任を有する方のことをいいます。
6	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載するのですか。	「発行責任者の役職・氏名及び連絡先(電話番号)」のみ記載してください。
7	代表者と発行責任者と担当者がすべて同じ場合(1人で事業所等を経営されている場合等)、発行責任者等はどのように記載するのですか。	①代表者の職名・氏名等は省略できません。②「発行責任者の役職・氏名及び連絡先(電話番号)」は記載してください。担当者の氏名等については記載する必要ありません。
8	発行責任者や担当者の職名・氏名について、苗字のみの押印でもよいですか。	氏名(フルネーム)の記載が必要です。ご注意ください。
9	請求書等について、法人の代表者の職名・氏名等も省略できますか。	請求書等について、法人の代表者の職名・氏名等は省略できません。
10	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話番号としてください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも結構です。
11	連絡先はメールアドレスでもよいですか。	請求書等に不明な点があった場合に、直接連絡をする必要があることから、電話番号を記載してください。ただし、電話での対応が困難であるなど障害者差別解消法に基づく合理的配慮が必要な場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載してください。
12	押印を省略して電子メールで提出する場合、「発行責任者及び担当者の役職(所属)・氏名及び連絡先(電話番号)」は、必ず請求書又は見積書に記載しなければなりませんか。	電子メールで提出いただく場合は、「発行責任者及び担当者の役職(所属)・氏名及び連絡先(電話番号)」の記載が必要になります。
13	押印した請求書又は見積書をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出する場合、「発行責任者及び担当者の役職(所属)・氏名及び連絡先(電話番号)」は記載しなくてもよいですか。	電子メールで提出いただく場合は、印影の有無に関わらず、「発行責任者及び担当者の役職(所属)・氏名及び連絡先(電話番号)」の記載が必要になります。
<b>○電子メールによる提出(No. 14~17もご参照願います。)</b>		
14	請求書又は見積書をメールで提出する場合、ファイルの形式の指定はありますか。	すべてPDF形式の添付ファイルとしてください。
15	押印を省略した請求書等は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合、電子メールや従来どおりの郵送や持参による提出もできます。 FAXでの提出については認めません。
16	電子メールに請求書又は見積書を添付する代わりに、請求金額を含む請求書又は見積書の内容をメール本文に記載してもよいですか。	電子メールで提出いただく場合は、必ずPDFファイルで添付してください。
17	請求書等を電子メールで提出する場合、電子メールをどこに送信すればよいか。	担当する所属のアドレスに送信してください。誤った所属や職員個人のアドレスに送信すると受理できないため、担当所属に御確認ください。